

障がい者にかかる計画策定について【概要】

1 計画の位置づけ等

	第4期飯塚市障がい者計画	第7期飯塚市障がい福祉計画及び第3期飯塚市障がい児福祉計画
計画策定の根拠	障害者基本法第11条	障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条
目的	障がい者の生活全般に関わる行政施策の基本的方向性を定めるもの	障がい福祉サービス及び障がい児通所支援の提供体制の確保に関する事項や、地域生活支援事業の実施に関する事項等を定めるもの
計画期間	令和6～11年度の6年間	令和6～8年度の3年間

関連計画	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	R8年	R9年	R10年	R11年	R12年	R13年	R14年
総合計画	第2次						第3次							
地域福祉計画	第2期			第3期										
障がい者計画	第3期				第4期					第5期				
障がい福祉計画 障がい児福祉計画			第6期 第2期		第7期 第3期		第8期 第4期			第9期 第5期				
子ども・子育て支援事業計画	第2期				第3期					第4期				
高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画				第8期		第9期		第10期			第11期			

2 策定にあたって

① 障がい者施策推進協議会での審議	令和4年10月 第4期飯塚市障がい者計画策定諮問（6回審議） 令和5年5月 第7期飯塚市障がい福祉計画及び第3期飯塚市障がい児福祉計画策定諮問（4回審議） 令和5年11月 計画素案承認
② アンケート調査の実施	実施時期：令和4年12月 対象：障がい者及び障がい児 2,350人、障がいのない市民（市内18歳以上）2,000人
③ 団体ヒアリングの実施	実施時期：令和5年3月 対象：障がい当事者や家族で構成される団体、障がい者基幹相談支援センター

1 計画の概要

総論

第1章 計画策定にあたって

- 計画策定の根拠、目的、計画の期間
- 計画の策定体制、計画の進行管理等

第2章 障がい者を取り巻く状況

- 人口・世帯の状況、障がい者の状況

第3章 計画の基本方針

- 基本理念

「障がいのある人もない人も ともにいきいきと暮らせる 共生のまちづくり」

- 基本目標

- (1)障がい者の関する正しい理解の促進
- (2)障がい者の権利の擁護
- (3)障がい者の自立と社会参加の促進
- (4)生活環境におけるバリアフリー化の推進

各論

第1章 心のバリアフリーの推進【啓発・広報】

第2章 差別の解消と権利擁護・成年後見制度利用の推進及び虐待の防止【権利擁護】

第3章 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の推進【情報アクセシビリティ】

第4章 健やかに暮らすための保健・医療の充実【保健・医療】

第5章 成長段階に応じた療育・保育・教育の推進【療育・保育・教育】

第6章 障がいの特性に配慮した生活支援の充実【生活支援】

第7章 自立した生活のための就労支援の充実【就労】

第8章 多様な社会参加の促進【社会参加、文化芸術、スポーツの振興】

第9章 安心・安全なまちづくりの推進【生活環境】

2 計画策定のポイント

(1) 計画期間の見直し（10年間→6年間へ短縮）

前期計画（第3期）の計画期間は、平成26年度からの10年間としていましたが、この間、障害者差別解消法や情報アクセシビリティ推進法など、新たな法律が施行され、障がい者福祉施策の変化が著しいことから、本計画の期間を10年間から6年間に短縮しました。

このことにより、障がい福祉計画・障がい児福祉計画の更新時期に障がい者計画の中間見直しを行うことができ、制度の変化に柔軟に対応できるようにしました。

(2)基本理念及び基本目標については、前期計画を踏襲

第4期計画においても前期計画と趣旨を同じくすることから、引き続きこれらを踏襲することにしました。

また、障がいに限らず、子育て、介護、生活困窮など複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」の創設に取り組みます。

(3) 国の基本計画を踏まえた新たな事業の追加等

- ①第2章 成年後見制度の推進及び虐待の防止（新規）
- ②第2章 障がい者理解の促進等（内容拡充）
- ③第3章 意思疎通支援の充実（内容拡充）
- ④第5章 インクルーシブ教育の推進（内容拡充）
- ⑤第6章 意思決定支援の推進（新規）
- ⑥第9章 ユニバーサルデザインの推進（内容拡充）
- ⑦第9章 移動しやすい環境の整備（内容拡充）

1 計画の概要

第1章 計画の策定にあたって

- 計画策定の根拠、目的、計画の期間
- 計画の策定体制、計画の進行管理等

第2章 障がい者を取り巻く状況

- (1) 人口・世帯の状況
- (2) 障がい者の状況

第3章 令和8年度に向けた成果目標

- (1) 福祉施設入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援の充実
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等
- (5) 障がい児支援の提供体制の整備等
- (6) 相談支援体制の充実・強化
- (7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第4章 障がい福祉サービスの見込量と確保策

- (1) 訪問系サービス
- (2) 日中活動系サービス
- (3) 居住系サービス
- (4) 相談支援

第5章 障がい児通所支援等の見込量と確保策

- (1) 障がい児通所支援
- (2) 障がい児相談支援

第6章 地域生活支援事業等の見込量と確保策

- (1) 地域生活支援事業

2 計画策定のポイント

(1) 本市の状況の変化

- ①人口減少の中、障がい者手帳の取得状況をみると、精神障がい者及び知的障がい者は増加傾向にあり、身体障がい者は減少傾向にある。
- ②サービス利用者の増加
- ③サービス事業所の増加

(2) 国の「障害者基本計画（第5次）」を踏まえた前期計画の振り返り

- ①地域で自立した生活を希望する方に対して、また、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援の更なる充実が必要。
- ②福祉施設利用者の一般就労移行への取り組みの強化が必要。
- ③保育所等訪問支援等を活用しながら障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築が必要。
- ④相談支援体制の充実を図るため、基幹相談支援センターを中心とした地域サービス基盤の開発・強化が必要。
- ⑤サービス利用者及びサービス事業所の増加による各サービスの必要見込量算出の精査。

(3) 新たな事業の追加

国の基本指針等に基づき下記の取り組みを追加

- ①第3章 強度行動障がいを有する障がい者の支援体制の充実
- ②第3章 就労定着支援事業の利用者数及び就労定着率
- ③第3章 飯塚圏域地域自立支援ネットワークにおける就労支援部会の設置
- ④第3章 地域サービス基盤の開発・改善
- ⑤第4章 精神障がい者の自立訓練
- ⑥第4章 就労選択支援

計画策定にかかる意見募集について

1 今後のスケジュール

令和5年12月	市民意見募集の実施
令和6年1月	第5回 飯塚市障がい者施策推進協議会「市民意見募集結果及び意見への回答案について」
令和6年3月	第6回 飯塚市障がい者施策推進協議会「計画答申」、計画策定

2 市民意見募集について

対象者	市内在住の方 市内の事業所・学校に通勤・通学されている方 飯塚市から援護の実施を受け、障がい福祉サービス受給者証等を交付されている方
閲覧及び意見募集期間	令和5年12月1日（金）から令和6年1月4日（木）まで
閲覧方法及び設置場所	○飯塚市役所（本庁）社会・障がい者福祉課 ○飯塚市役所各支所（穂波、筑穂、庄内、潁田）市民窓口課 ○中央公民館及び各交流センター（13か所） ○サン・アビリティーズいづか ○市ホームページ
意見の提出先	○閲覧場所に備え付けの意見提出箱 ○郵送、FAX、電子メール：社会・障がい者福祉課宛て 〒820-8501 飯塚市新立岩5番5号 FAX 0948-21-6356 メール shakai@city.iizuka.lg.jp ※「意見提出用紙」は、閲覧場所に備え付けています。また、市ホームページからも入手可。